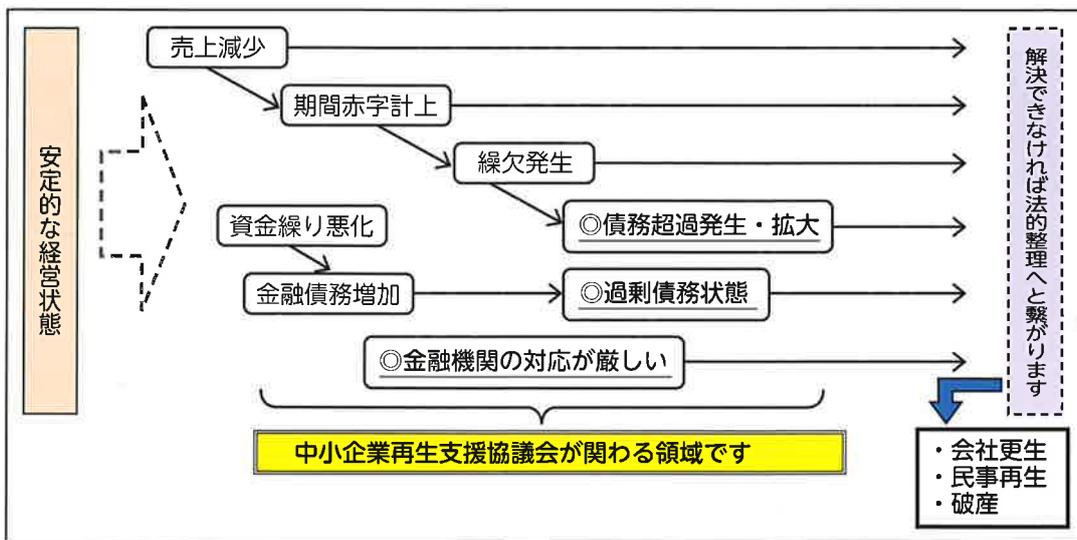


経営改善・資金繰りに関するお悩みは 長崎県中小企業再生支援協議会へ ご相談ください。

中小企業再生支援協議会は、地域雇用などに欠かせない中小企業に元気と活力を取り戻してもらうため、都道府県ごとに設置された中立公正な公的機関です。経営改善・事業再生の専門家が常駐し、問題解決に向けた改善策の助言や経営改善計画書の策定、金融機関との調整などをお手伝いします。

…支援対象企業…

- ◎ 長崎県内の中小企業・小規模事業者
- ◎ 財務上、経営上問題を抱えている。
- ◎ 経営改善、事業継続に強い意欲を持っている。



再生のモデルケース

経営状況

- 過去の過大投資などでの借入金返済などによる負担（過大債務）
- 景気悪化による売上・利益減少

など

再生計画内容

- 事業戦略の見直し
- 不採算部門からの撤退
- 原価管理の徹底による経費削減 など

再生手法例

- 借入金返済負担の軽減（リスク・債権放棄・実質免除 など）
- 第二会社方式による営業上の許認可の継承・税負担の軽減処置・金融支援
- 中小企業再生支援協議会版『資本的借入金』の活用

など

結果・効果

- アクションプランの明確化、管理体制整備
- 複数銀行のリスケジュール
- 財務体質の改善による資金繰りの安定化
- 事業継続による雇用維持・技術維持

など

ご相談無料 **守秘義務厳守** ※融資斡旋や資金貸付などは行っておりません。

長崎県中小企業再生支援協議会

まずは電話にてお問合せ下さい。

TEL.095-811-5129

〒850-0031 長崎市桜町4番1号 長崎商工会館3階
 FAX:095-827-8974 URL:<http://n-saiseishien.eek.jp>
 ●受付時間／午前9:00～午後5:00（土・日・祝日を除く）



※当会館に駐車場はございません。

《再生支援の流れ》

経営相談から再生計画書策定までを支援します。

秘密厳守

守秘義務は厳守されており、安心してご相談下さい。

長崎県内の中小企業

事前予約制ですので、ご希望の相談日時をご連絡下さい。

～相談時にご準備いただくもの～

- ◎会社概要がわかる資料（会社案内など）
- ◎財務状況がわかる資料（直近3期分の決算書・申告書など）
- ◎金融機関との取引状況がわかる資料（借入金明細など）

- ◎経営改善支援センター
- ◎商工会議所・商工会
- ◎よろず支援拠点
- ◎民間金融機関
- ◎政府系金融機関
- ◎地域経済活性化支援機構
- ◎その他中小企業支援機関

第一段階

無料窓口相談

- 面談や提出資料の分析を通して経営上の問題や、具体的な課題を抽出します。
- 課題の解決に向けて、適切なアドバイスを行います。
- 必要に応じて関係支援機関や支援施策を紹介します。



[再生計画]を作成して、金融機関と調整する必要があると[協議会]が判断した場合

企業側で作成した[計画書]があり、[協議会]による金融機関調整が必要な場合

第二段階

- ★ 再生計画の策定支援
必要に応じて専門家（中小企業診断士、弁護士、公認会計士、税理士など）からなる個別支援チームを結成し、具体的な再生計画の策定を支援します。
- ★ 関係機関との調整
関係金融機関、保証協会等との調整を行います。

- ★ 再生計画の検証
必要に応じて専門家（中小企業診断士、弁護士、公認会計士、税理士など）が内容を検証し、再生計画の策定を支援します。
- ★ 関係機関との調整
関係金融機関、保証協会等との調整を行います。

再生計画書完成

- 計画策定後も
- ・定期的なフォローアップ
 - ・必要なアドバイスを進めます。

※再生計画策定支援は、専門家への費用負担が発生する場合があります。

経営者保証の債務整理に関する相談窓口

「経営者保証に関するガイドライン」に基づき、中小企業の経営者等皆様の保証債務の整理等について、必要に応じて専門家による個別支援チームを編成し、弁済計画の策定を支援します。

経営者保証に関するガイドライン

- (1) 法人と個人が明確に分離されている場合などに、経営者の個人保証を求めない。
- (2) 多額の個人保証を行っていても、早期に事業再生や廃業を決定した際に一定の生活費等（従来の自由財産 99 万円に加え、年歳等に応じて 100 万円～360 万円）を等残すことや、「華美でない」自宅に住み続けられることなどを検討すること。
- (3) 保証債務の履行時に返済しきれない債務残額は原則として免除すること。 など